

「九電あんしんサポート ホームサポート [水まわりプラン]」サービス利用規約
新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (2)「サービスエリア」とは、本規約の別紙としてHSのウェブサイト[https://home.kireilife.net/]上で表示される地域をいう。</p>	<p>第1条 (2)「サービスエリア」とは、以下の地域をいう。 ア 福岡県 イ 佐賀県 ウ 長崎県 エ 大分県 オ 熊本県 カ 宮崎県 キ 鹿児島県 ※ 一部離島を除く</p>
<p>第1条 (4)「契約日」とはHSがお客さまからのホームサポートへの加入申込み内容を確認し、加入申込み受理した日のことをいう。</p>	<p>規定なし</p>
<p>第9条 5. 前三項の規定にかかわらず、お客さまが訪問販売又は電話勧誘販売で加入した場合、HSから申込み内容を記載した書面を受け取った日からその日を含めて8日以内であれば、加入申込みの撤回ができるものとする。加入申込みの撤回は、お客さまの氏名、住所、取扱担当店名、日付、お申出印(お客さまの印)、申込みの撤回をする旨を記載し、HSに郵送(書面を受け取った日から8日以内の消印を有効とする)にて送付する事で効力を発揮するものとし、原則書面での申出とする。本項の手続きにて加入申込みの撤回が行われた場合、HSは、既にHSに支払われたサービス利用料があれば、これをお客さまに対し返金する。</p>	<p>規定なし</p>
<p>第13条 1. お客さまは、その住所の変更について、速やかにHSへその旨を通知する。お客さまが住所を変更した場合、対象契約は終了する。この場合、HSは、受領済みのサービス利用料を返還しない。 2. 前項の規定にかかわらず、お客さまが、本資産の所有を継続する限り、本資産以外の住宅を住所と定めたとしても、対象契約は終了しない。</p>	<p>第13条 1. お客さまは、その住所の変更について、速やかにHSへその旨を通知する。お客さまは、当該通知において、変更後のお客さまの住所及び当該住所境界内における建物の種別(持ち家、車庫、離れ等の別)を記載する。 2. お客さまが前項の通知を怠った場合、お客さまの変更後の住所または当該住所境界内の建物がホームサポートの対象とならない場合であっても、HSは、受領済みのサービス利用料を返還しない。 3. HSは、お客さまの変更後の住所がサービスエリア内である場合、変更後のお客さまの住所を確認する。お客さまの変更後の住所がサービスエリア内であり、変更後の本資産がホームサポートの対象となる場合には、お客さまから別段の申出がない限り、HSは、サービス利用料の支払が継続している限り、変更後の本資産について、ホームサポートを提供する。 4. 前項の規定にかかわらず、お客さまが、変更後のお客さまの住所において、本資産を保有していない場合、HSは、ホームサポートを提供しない。この場合、HSは、お客さまの申出により、お客さまに対して未経過期間に対応するサービス利用料を返金する。 5. お客さまが住所を変更し、お客さまの変更後の住所がサービスエリア外である場合、本契約は終了する。ただし、この場合、HSは、既にHSに支払われたサービス利用料のうち、未経過期間について、お客さまに対して返金しない。また、HSは、第1項の通知を受領後、速やかに当該通知に記載された変更後の住所及び当該住所境界内の建物を確認(現地確認を含まず、当該通知の記載内容を確認するにとどまる。)したうえで、当該記載内容を基準に、変更後の建物がHSの提供するホームサポートと類似の他のサービスの対象となるかどうか、また、対象となる場合に利用条件に変更が生じるかどうかをお客さまに通知する。</p>
<p>第14条 2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく通知の場合には、郵送の発信日から5営業日の経過をもって到達したものとみなす。</p>	<p>第14条 2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく通知の場合には、郵送の発信日から2営業日の経過をもって到達したものとみなす。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・お客さまによる犯罪行為、法令違反、故意、重過失により生じた損害</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・犯罪行為、法令違反、故意、重過失、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・地盤沈下、豪雨、豪雪、台風、洪水、大規模火災及びその他一般的に不可抗力と見做される事象により生じた損害</p>	<p>規定なし</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2 地震、噴火、津波などの自然災害時や台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件下によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの災害・気象状況により、修繕サービスの提供が遅れる可能性があります。また修繕義務を履行することが著しく困難であるとHSが判断した場合には、修繕サービスの提供をお断りする場合があります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2 台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの気象条件により、HSが修繕義務を履行することが著しく困難であるとHSが判断した場合には、修繕サービスの提供をお断りする場合があります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※3 サービス対象となる蛇口は国内で販売供給している国内蛇口メーカー製品、且つメーカー保証の範囲を超える改造をしていない蛇口であり、各メーカーで部品供給の可能な範囲のトラブルに限ります(製造後7 - 10年程度)。一部メーカーの蛇口については部品調達・修繕手配に時間を要する場合がございます。故障の内容により、本サービス内容に基づき、修繕として対応する事が、著しく合理性に欠けると判断される場合は、工務店より製品の買い替え(お客さま負担)をご案内する事があります。蛇口交換に伴い老朽化している接続先の給排水設備が本修理に伴い老朽化して破損する可能性がございますが、この様な場合においてはお客さまご了承(お客さま負担)の下、老朽化した接続先の給排水設備を交換させていただきます。お客さまにてご購入された蛇口について、口径や型により、該当箇所への取り付けが困難な場合、蛇口の再購入のお願い、もしくは修繕サービスの提供をお断りする場合があります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※3 蛇口交換に伴い老朽化している接続先の給排水設備が破損する可能性が御座いますが、この様な場合においては、お客さまご了承(お客さま負担)の下、老朽化した接続先の給排水設備を交換させていただきます。</p>